

市内の中小企業者・創業者の皆様 ご利用ください

令和2年度

平戸市の融資制度

平戸市では、中小企業者及び創業者の皆様へ、運転・設備資金に必要な融資制度を設けています。経営の安定化や合理化、創業時の準備資金等にご利用ください。

平戸市中小企業振興資金

対象 市内の中小企業者で次の①～⑤に全て該当する者

- ①長崎県信用保証協会の保証対象業種であること。
- ②市税を完納していること。
- ③本資金融資の申込日以前に1年以上同一の事業を営んでいること。
- ④銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- ⑤個人で事業を営む者にあっては、市内に住所を有すること。

条件等

【利率】1.7%/年 【融資の種類】 運転資金・設備資金

【融資限度額】 2,000万円

【融資期間】 10年以内(うち据置1年以内)

【保証人】 特別な事情がある場合を除き法人代表者以外は不要

【保証料率】 0.45%～1.34% ※H27年度からR3年度新規融資分については、市が保証料を全額補給

平戸市中小企業創業支援資金

対象 市内において新たに創業しようとする者、または創業後一定期間未満の者で、次の①～⑦の全てに該当する者

- ①次のいずれかに該当する者
 - ・事業を営んでいない個人であって、次に該当するもの
 - ア- 一ヶ月以内(特定創業支援事業認定者は6ヶ月以内)に新たに事業を開始する具体的な計画を有すること
 - イ- 二ヶ月以内(特定創業支援事業認定者は6ヶ月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること
 - ・事業を営んでいない会社であって、次に該当するもの
 - ア- 自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること
 - イ- 自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該会社を設立した日以後の期間が5年未満であること
 - ・事業を開始した日以後5年未満であること。
 - ・会社を設立した日以後の期間が5年未満であること。
- ②長崎県信用保証協会の保証対象業種であること。
- ③保証協会の創業関連保証を受けること。
- ④市税を完納していること
- ⑤銀行取引停止処分を現に受けていないこと
- ⑥営業許可等が必要な業種は現に当該営業許可等を受けていること、又は受けることが確実なこと
- ⑦個人で事業を営む者にあっては、市内に住所を有すること

条件等

【利率】1.4%/年 【融資の種類】 運転資金・設備資金

【融資限度額】 1,000万円 (特定創業支援事業認定者1,500万円)

【融資期間】 運転資金は7年以内(うち据置1年)、設備資金は10年以内 (うち据置1年)

【保証人】 特別な事情がある場合を除き法人代表者以外は不要

【保証料】 市が全額補給

★申し込み先★

平戸商工会議所・平戸市商工会

★取扱金融機関★

親和銀行平戸支店・生月支店・田平支店

十八銀行平戸支店

★問い合わせ先★

平戸商工会議所

0950-22-3131

平戸市商工会

0950-57-0223

平戸市商工物産課

0950-22-9141